

特 記 仕 様 書

- 1 委託業務の名称 石ノ森萬画館常設展示室整備業務
- 2 業 務 場 所 石巻市中瀬2番7号 石ノ森萬画館
- 3 委 託 期 間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 4 委託業務の目的

本業務は「石ノ森萬画館を中核とした石巻中心市街地の文化観光推進拠点計画」に基づき、石ノ森萬画館の常設展示室整備のための展示製作を行うことを目的とする。詳細は「石ノ森萬画館 常設展示室展示設計業務 展示設計図(1)（「仮面ライダーの世界」・「ゴレンジャーの世界（仮称）」）」（以下、展示設計図）に基づく。

5 委託業務の内容

別紙内訳表及び展示設計図に従い、以下の業務を実施する。

- (1) 既存展示物の一部撤去・処分
- (2) 新規に製作した展示物の据付・設置

- ・展示造作
- ・サイン・グラフィック
- ・模型・造形※1
- ・映像・音響※2
- ・電気設備
- ・展示設計図において「別途製作」と記載されているもののうち、「追加製作物リスト」に掲載されている設備等
- ・その他必要な展示製作物（設計図書に記載）

※1 一部造形物の製作（1M-01 旧1号ライダー立像既存補修、1M-02 仮面ライダーウガ立像新規製作、1M-03 仮面ライダーゼロワン新規製作）に関しては、東映株式会社の監修及び製作協議を必須とする。

※2 一部映像コンテンツ（1V-04 サイクロン号）に関しては、市が所有する3DCGデータを支給する。

- (3) 業務完了時には、契約書に定めるもののほか、次の成果物を提出すること。
 - ・竣工図(施工図)
 - ・竣工写真
 - ・鍵(予備鍵、鍵リスト及び平面図含む)
 - ・機器・設備の取扱説明書、保証書、予備品
 - ・保守点検見積書
 - ・備品の取扱説明書、保証書、予備品
 - ・打ち合わせ議事録・工程表・業務写真など業務関係書類

- ・上記のうち電子データがあるものは電子データ
- ・展示物に係る著作権処理リスト

6 業務上の留意点

- (1) 新規製作物に関しては、意匠図・実施図を作成し、発注者の承認を得た上で製作すること。
- (2) 製作物の使用位置・設置位置については、発注者と協議の上承認を得ること。
- (3) キャラクター造形やグラフィック・映像等の意匠に関することは、株式会社石森プロの承認を得ること。
- (4) 本業務の遂行に当たり、施工日程及び施工方法等を発注者と協議すること。

7 その他

- (1) 石ノ森萬画館の躯体や設備、展示に係る図面等発注者の保有する資料あるいは石ノ森作品に係る図録等の石ノ森萬画館所蔵資料等が本業務に必要な場合は、受注者は発注者に貸与を求めることができる。
- (2) サイン・グラフィックの解説原稿（翻訳含む）は、原則として発注者より支給する。ただし、設計図書に図示しているものは除く。
- (3) 展示製作に使用する画像・映像・音声等の著作物等のうち第三者が権利を保有するものの使用許諾に関しては、原則として発注者が行い、素材を受注者へ支給するものとする。ただし、設計図書に図示しているものは除く。
- (4) 本書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上実施するものとする。

8 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。

- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書(石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式(石巻市ホームページに掲載))により観光政策課長に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、観光政策課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

以上